

**厚木市ふれあいプラザ再整備事業に関する対話
共有認識事項及び質問回答**

厚木市環境農政部環境事業課

令和2年4月6日（月）から4月7日（火）までの期間に実施しました、厚木市ふれあいプラザ再整備事業に関する対話について、参加者の共通認識事項・質問回答等を公表します。

No	事業者	市
1	議題：【設計全般】民間検査機関利用の可否	
	<p>内容</p> <p>本事業はBTO方式であり、建築主がSPCとなることから、計画通知を確認申請に切り替えることは可能でしょうか。</p>	<p>内容</p> <p>本事業は、厚木市が行う事業と同等のものとみなし、市建築指導課に計画通知書を提出することとなっているため、民間検査機関への提出は認められません。</p>
2	議題：【施設計画】敷地出入口設置箇所数について	
	<p>内容</p> <p>敷地への出入口は基本的に2箇所とありますが、管理者用出入口をこの2箇所とは別に設けることは可能でしょうか。</p>	<p>内容</p> <p>出入口を3箇所以上とする場合には、利用者用、管理者用などの用途を問わず、市の道路管理課と協議を行った上で、設置して下さい。</p> <p>道路管理課への協議は、事前に行ってください。</p> <p>また、協議は市環境事業課を介して行うものとします。</p>
3	議題：【設備設計】工業用排水の再利用について	
	<p>内容</p> <p>井水の利活用は可能でしょうか。</p> <p>また、プール用水として工業用排水の再利用は可能でしょうか。</p>	<p>内容</p> <p>井水の利活用については、要求水準書11ページに「地下水の掘削及び利用は認めない」とあるとおり、不可とします。</p> <p>また、工業用排水は公共下水道にて排水しており、再利用については、法令に抵触しない限りは可とします。</p>
4	議題：【維持管理】施設近隣での市のイベントについて	
	<p>内容</p> <p>警備が必要になるなど、本施設に影響があると思われる施設近隣での市のイベントについて、内容、規模及び開催数の見込みをお示しください。</p>	<p>内容</p> <p>主に「あつぎ鮎まつり」が該当します。</p> <p>8月第1週の土曜日に開催し、来場者数は約72万人です。土曜日の花火大会会場が付近にあるため、警備が想定されますが、近年は警備を行っておりません。</p>

5	議題：【運営】指定緊急避難場所としての機能について	
	<p>内容</p> <p>災害時の指定緊急避難場所として、受入人数や対応の内容について、御教示ください。</p> <p>避難人数等の算定については、事業者が決まった段階で協議を開始するという考え方でよろしいでしょうか。</p>	<p>内容</p> <p>非常時の対応としては、市と協議して作成した防災計画により対応してください。</p> <p>指定緊急避難場所としては、屋外駐車場を想定しており、緊急時の一時受入については、プールエリア以外の開放を想定しています。</p> <p>入浴支援については、市の要請に基づく市内被災者の受入を想定しています。</p> <p>参考数値になりますが、厚木市の避難場所においては2～3㎡/1名程度で受入人数を設定しています。</p> <p>受入人数の算定の手順については御理解のとおりです。</p>
6	議題：【運営】市専用利用の程度について	
	<p>内容</p> <p>「市専用利用」の規模、頻度及び料金の取扱いについて、御教示ください。</p> <p>事業者選定後に、利用料が減免となる行事が想定を超えて多発した場合、補填措置を取っていただける可能性はありますでしょうか。</p>	<p>内容</p> <p>利用料については条例規則により、国、県、市等の行事により使用する場合は、免除となります。</p> <p>現在想定している行事はありませんが、市健康づくり課が実施する運動プログラムなどを実施することが考えられます。</p> <p>利用料が減免となる行事が発生した場合の補填措置はありません。</p> <p>市健康づくり課によるプログラムは、現時点で具体的な回数等の計画がなく、事業者と協働実施という考えに基づいています。</p> <p>開催に当たっては、事業者と相談の上、計画するものとしています。</p> <p>基本的には、ほとんど開催されないものとしてお考えください。</p>
7	議題：【運営】市外利用者の料金上限の考え方について	
	<p>内容</p> <p>厚木市居住者（在学、在勤含む。）以外の利用者の利用料金は、上限を超えてもよいという考え方でよろしいでしょうか。</p>	<p>内容</p> <p>愛川町及び清川村を除く市外利用者の利用料金は、上限を超えても問題ありません。</p>
8	議題：【運営】高架下の駐車場以外の利用可否について	
	<p>内容</p> <p>敷地外の高速道路高架下の敷地について、駐車場利用以外の事業利用は可能でしょうか。</p>	<p>内容</p> <p>これまでNEXCO中日本と駐車場利用を前提として協議をしてきたことから、駐車場利用が前提となります。</p>
9	議題：【その他】LIBOR廃止に伴う入札説明書基準金利の取扱いについて	
	<p>内容</p> <p>LIBOR廃止に伴い、入札時の金利をTIBORでお示しいただくということで問題ありません。</p>	<p>内容</p> <p>LIBOR廃止に伴い、TIBOR (Tokyo Interbank Offered Rate) を採用します。</p> <p>詳細は、入札説明書の修正版を参照ください。</p>